



# 監査報告

令和 4年 5月 30日

社会福祉法人 神戸保育会  
理事長 土井 正孝様

監事 旧邊 恭久  印  
監事 郷田 誠紀  印

社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人 神戸保育会 定款第 11 条に基づき、令和 3 年度における監事監査を下記の通り実施したところ、次の通りであったので報告します。

なお、指導事項については、早急に改善してください。

## 記

1. 実施日時 令和 4年 5月 30日
2. 実施場所 認定こども園 神戸保育園
3. 立会人 常務理事 岡崎 真子 事務 西田 昌弘
4. 監査結果 次の通り

| 事項            | 意見    | 指摘事項 | 備考 |
|---------------|-------|------|----|
| 理事の業務執行状況     | 適正である |      |    |
| 法人の財産管理状況     | 適正である |      |    |
| 法人及び施設の業務執行状況 | 適正である |      |    |
| 法人及び施設の会計状況   | 適正である |      |    |
| その他の状況        | 適正である |      |    |

総計

認定

不認定

## 記載上の注意事項

- 1 意見欄は「適正である」「おおむね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
  - ① 理事長に対して改善を求める。
  - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
  - ③ 所轄庁への報告を行う。
- 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。